佐賀県人工透析患者通院支援事業実施要綱

(目的)

第1条 佐賀県人工透析患者通院支援事業は、人工透析治療のため通院する人工透析患者 の通院支援を目的とし、外来治療に対応している人工透析医療機関又は福祉有償運送事 業者が、第3条に定める事業を行った場合に、当該医療機関又は事業者に対して、その要 した費用の全部又は一部を補助することにより、人工透析患者が人工透析治療を続けな がら、自宅など住み慣れた地域で安心して生活できる環境を整備し、もって、人工透析患 者及びその家族等の福祉の向上に資することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。
- (1)「人工透析患者」とは、県内に在住する者で、県内の人工透析医療機関で人工透析療法を受けている者とする。
- (2)「人工透析医療機関」とは、人工透析療法による医療を提供する県内の医療機関とする。
- (3)「福祉有償運送事業者」とは、道路運送法(昭和26年法律第183号)第79条の 規定に基づき、国土交通大臣の行う登録を受けた福祉有償運送サービスを行う県内の 事業者とする。

(補助事業区分及び事業の内容)

- 第3条 補助事業区分は次のとおりとする。
- (1) 人工透析医療機関における通院送迎サービス促進事業
- (2) 福祉有償運送サービス利用支援事業
- 2 事業の内容は次のとおりとする。
- (1) 人工透析医療機関における通院送迎サービス促進事業

外来の人工透析患者を受け入れる人工透析医療機関が、人工透析患者の通院治療の ため通院送迎サービスの新設もしくは拡充する際に次の費用を負担した場合、当該人 工透析医療機関に対して、その費用の一部を補助することができる。

ア 車両整備費

人工透析患者の通院送迎に使用する車両の購入費及び改造費

【サービス拡充の事例等】

・乗車人数を増加させるための車両の購入・改造

- ・車いす利用者の送迎を可能とする改造
- ・送迎車台数の増加
- ・その他県が通院送迎サービス内容の拡充を認めるもの

イ 運転手人件費

人工透析患者の通院送迎に伴う運転手の人件費 ただし、人工透析患者が乗車する回の送迎時間に係る人件費に限る。

【サービス拡充の事例等】

- ・通院送迎サービス実施日数(曜日)の増加
- ・運行台数の増加
- ・その他県が通院送迎サービス内容の拡充を認めるもの

ウ 車両燃料費

人工透析患者の通院送迎に使用する車両の燃料費 ただし、人工透析患者が乗車する回の送迎距離に係る燃料費に限る。

【サービス拡充の事例等】

- ・通院送迎サービス実施日数(曜日)の増加
- ・運行台数の増加
- ・その他県が通院送迎サービス内容の拡充を認めるもの

(2) 福祉有償運送サービス利用支援事業

人工透析患者が通院のために福祉有償運送サービスを利用した場合に、利用料金の 4分の1以上の割引を行った当該福祉有償運送事業者に対して、4分の1割引相当に 事務手数料を加算した経費を補助することができる。

(補助対象者)

- 第4条 この事業の補助対象者は、次のとおりとする。
- (1) 人工透析医療機関における通院送迎サービス促進事業 人工透析患者の通院治療に対応する人工透析医療機関
- (2) 福祉有償運送サービス利用支援事業

人工透析患者の通院のために福祉有償運送を行い、当該患者に対して利用料金の 4分の1以上を割引した福祉有償運送事業者。

(その他)

第5条 第4条に定める補助対象者は当該事業について周知するものとする。

【周知の例】

- ・ホームページに当該事業実施のことを掲載する
- ・施設内の掲示板にポスターを掲示する

・送迎車両(福祉有償運送車両)内のヘッドレスト等にチラシを掲示する 2 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、令和6年度分の補助金から適用する。